

一部事務組合等の取扱いについて(協定項目B - 5)

協議のポイント

新設合併では、合併の前日で関係市町の法人格が全て失われることに伴い、当該組合を脱退することになる。新市として単独で事業を行うのか、当該組合に再加入するのか方向を定めることとされている。

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり協議する。

--

平成16年9月13日提出
風連町・名寄市合併協議会

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	B - 5 一部事務組合等の取扱い	関 係 項 目	
分科会・専門部会の調整内容	一部事務組合については、関係市町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。		

名 称	管 理 者	構成市町村	設立年月日	共同事務等の内容
上川北部消防事務組合	名寄市長	風連町、名寄市、下川町、美深町、音威子府村、中川町	昭和46年10月1日	消防に関する事務の共同処理
名寄地区衛生施設事務組合	名寄市長	風連町、名寄市、下川町、美深町	昭和39年 1月13日	し尿処理施設の運営管理に関する事務 ごみ中間処理施設炭化センターの管理運営
名寄市外2組合公平委員会	名寄市長	名寄市、名寄地区衛生施設事務組合 上川北部消防事務組合	昭和44年 4月 1日	地公法第8条第2項の規定による事務
上川教育研修センター組合		上川支庁管内24市町村	昭和47年 7月26日	上川教育研修センターの設置及び管理に関する事務
名寄地区介護認定審査会		名寄市、風連町、下川町、美深町 音威子府村、中川町	平成11年 7月 1日	要介護認定事務
北海道市町村総合事務組合		北海道内市町村	平成 7年 4月 1日	構成非常勤職員に関する公務災害補償事務
北海道町村議会議員公務災害補償組合		北海道内町村	昭和43年3月20日	構成町村議会議員に対する公務災害補償に関する事務

名 称	管 理 者	構成市町村	設立年月日	共同事務等の内容
全国市議会議員共済会		全国市	昭和36年 7月 1日	構成市議会議員の年金に関する事務
全国町村議会議員共済会北海道支部		北海道内町村	昭和37年11月30日	構成町村議会議員の年金に関する事務
地方公務員災害補償基金北海道支部		北海道内市町村及び一部事務組合	昭和42年12月 1日	構成市町村の一般職員の公務災害補償に関する事務
北海道市町村職員共済組合		北海道内市町村 町村154、市19、 一部事務組合等143	昭和37年12月 1日	構成市町村の一般職・特別職職員の短期・長期給付に関する事務
北海道市町村職員福祉協会		北海道内市町村 町村178、市17、 一部事務組合等117	昭和32年 1月 1日	構成市町村の一般職・特別職職員の福利厚生に関する事務
北海道市町村職員退職手当組合		北海道内市町村(195団体)	昭和32年 3月 1日	構成市町村等の一般職・特別職職員に対する退職手当の支給に関する事務
北海道市町村備荒資金組合		道内市町村(212市町村)	昭和30年12月24日	組合市町村の災害に因る減収を補填し、又は災害応急復旧事業費その他災害に伴う費用に充てるための積立全般に関する事務。
上川北部地区広域市町村圏振興協議会		士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、朝日町、風連町、下川町、美深町、音威子府村、中川町	昭和46年 2月 1日	圏域の総合的な振興計画策定及び推進

合併に伴う一部事務組合等の変更のパターン

一部事務組合、広域連合の場合

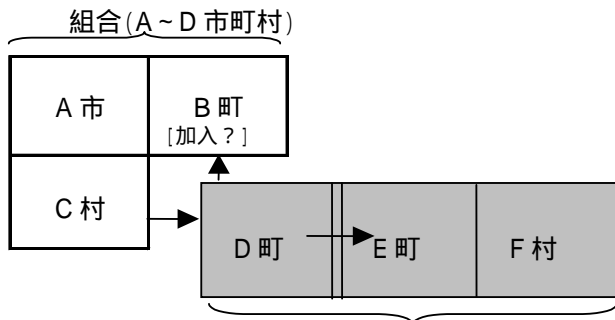
一部事務組合や広域連合（以下この節において「組合等」という。）を構成する市町村が合併を行う場合には、当該組合等の脱退、加入の手続や規約変更の手続が必要となります。

（ア）組合等を構成する市町村が構成外の市町村と合併する場合

新設合併の場合又は組合等を構成する市町村（以下この節において「構成市町村」という。）が編入される場合（図 A-1）は、構成市町村の法人格が消滅するので、組合等の脱退の手続が必要となります。この場合、組合等で処理していた事務を新市町村又は別の組合等で処理する場合には、元の組合等に対しては脱退の手続のみで終了しますが、引き続き元の組合等で事務を処理する場合には、改めて新市町村の加入の手続が必要となります。一方、構成市町村が構成外の市町村を編入する場合（図 A-2）は、構成市町村の法人格が消滅しないので、脱退及び加入の手続は不要です。

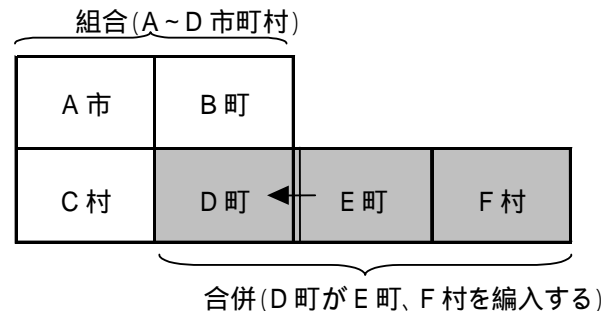
ただし、いずれにせよ、引き続き組合等で事務を処理する場合には、当該事務処理をどの範囲で行うかについて関係市町村間で協議を要します。場合によっては、新市町村のうち従前の構成市町村のみの区域で従来と同様の共同処理を行うことも考えられます。なお、構成市町村間の経費負担の方法等も十分に協議する必要があります。

A-1



〔脱退〕 合併(D町がE町に編入される、又は新設合併)

A-2



また、これに併せて構成市町村、処理区域、経費支弁の方法等の変更に伴う規約の変更が必要です。

さらに、構成市町村の数の増減、組合等の規約の変更等には都道府県知事等の許可を要する（地方自治法第286条第1項、第291条の3）ことと、これらに係る構成市町村の協議には、当該構成市町村の議会の議決を要する（同法第290条、第291条の11）ことに留意する必要があります。

都道府県知事等の許可に要する書類は、各都道府県が定めるものであり、本県では上記に述べた合併と組合等の組合せのさまざまなパターンにより異なる場合がありますが、おおむね次の～を基本としています。

許可申請書（連合長または組合長名、知事宛）……様式例1

協議書

理由書……様式例2

規約（案）
現行規約
新旧対照表……様式例 3
議決書（写し）

構成市町村の数の増減については、規約にその構成市町村名等が明記されている場合には規約の変更に
より数の増減が明らかになることから、実際には規約の変更に一本化して処理を行えるケースがほとんど
です。

また、財産処分については、新しい組合等に引き継ぐときにはその旨の協定を構成市町村の議決を経て
締結し、引き継がないときには財産処分の議決を経る必要があります。

（様式例 1）

第 × × 号

平成 年 月 日

都道府県知事 様

広域連合長

広域連合の規約の変更許可について（申請）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、規約の変更について下記の
書類を添えて申請します。

記

- ・協議書
- ・理由書
- ・規約（案）
- ・現行規約
- ・新旧対照表
- ・議決書（写し）

（様式例 2）

広域連合（一部事務組合）の規約変更の理由書

当該広域連合を組織する地方公共団体である A 市、B 町及び C 村が合併により D 市になるため、規約の
所要の変更を行うものです。

(様式例3)

新旧対照表

現行規約	変更後
第 条 広域連合(一部事務組合)は、X市、Y市、A町、B町及びC村で組織する。	第 条 広域連合(一部事務組合)は、X市、Y市及びD市で組織する。
	附 則 この規約は、規約変更の許可のあった日から施行する。

(イ) 構成市町村間で合併する場合

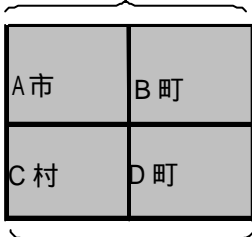
合併関係市町村と構成市町村が同一の場合(図 B-1)又は合併関係市町村が構成市町村を包括する場合(図 B-2)は、当該組合等は構成市町村とともに消滅することとなり、当該組合等有する財産等は、通常、新市町村にそのまま引き継がれることとなります。また、この組合等の財産又は負債が多額の場合、新市町村の財政計画に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

合併関係市町村が構成市町村の一部である場合、新設合併のとき(図 B-3)は、構成市町村の脱退及び通常は新市町村の加入の手續、編入合併のとき(図 B-4)は、消滅する構成市町村の脱退の手續が必要です。

事務処理区域の範囲の変更は、(エ)で述べる退職手当組合等の例外的事例を除き、通常起こらないでしょうが、構成市町村の数の減少に伴う経費負担の割合(特に構成市町村の均等割を採用している場合)等で調整を要する場合があります。規約の変更、都道府県知事の許可、構成市町村の議会の議決については、(ア)の場合に準じます。

B - 1

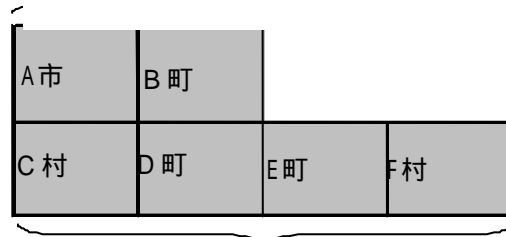
組合(A～D市町村) [消滅]



合併(A～D市町村で合併)

B - 2

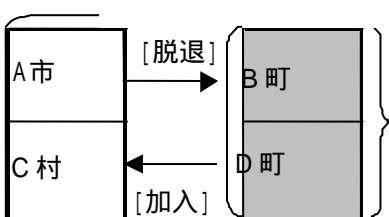
組合(A～D市町村) [消滅]



合併(A～F市町村で合併)

B - 3

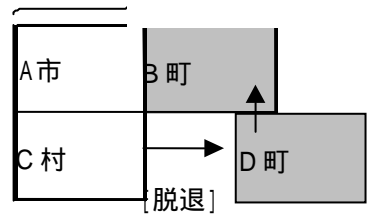
組合(A～D市町村)



合併
(B町とD町が新設合併)

B - 4

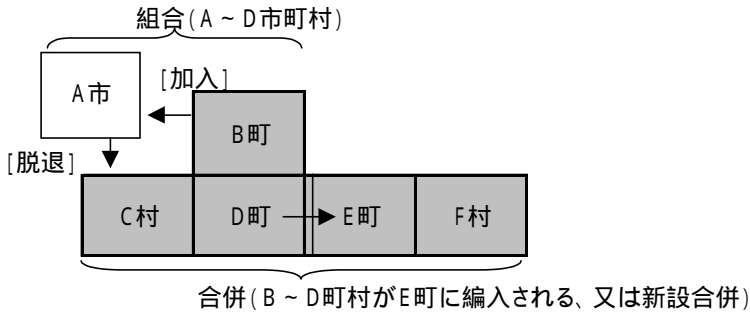
組合(A～D市町村)



合併
(D町がB町に編入される)

(ウ) 改正合併特例法における特例

新設合併又は構成市町村が編入される場合に、合併しない構成市町村が一つとなるときの(下図)は、例え脱退、加入の手続により引き続き組合等が機能するにしても、脱退時点で複数市町村の事務の共同処理という構成が失われることから、法律上は組合等が消滅することとなります。この場合、組合等の財産、職員等に法律上支障が生ずることとなるので、改正合併特例法においては、構成市町村全ての協議により、都道府県知事等の許可を得て法的に引き続き組合等として存続できることとされています。



(エ) 組合等の再編、統合その他

合併を契機として、組合等の再編、統合等を行うことが考えられます。この場合の財産処分等については、構成市町村のみならず、合併関係市町村においても十分協議する必要があります。

なお、職員の退職手当組合、議員・消防団員等の公務災害補償組合、交通災害等共済組合等が町村を資格として全町村で構成されている場合、構成町村同士が合併して市になったとき又は構成町村が市に編入合併されたときの取扱いについては、財産処分等につき十分協議が必要です。

協議会の場合

の取扱いに準じます。ただし、協議会の設置、廃止又は規約の変更の届出(地方自治法第252条の2第2項)については、次の書類で足りる。

理由書

規約(設置又は規約の変更の場合)

機関等の共同設置及び事務委託の場合

と同様、機関等の共同設置及び事務の委託に関する届出(地方自治法第252条の7第3項、第252条の14第3項)については、理由書及び規約(設置又は規約の変更の場合)の添付で足りる。

合併関係市町村間だけで機関等の共同設置又は事務の委託等(以下、この節において「委託等」という)を行っているときは、当該市町村の消滅により当然に委託等が終了し、合併前に委託等をされていた事務は、新市町村または編入する市町村がその市町村の事務として処理を開始することとなります。

合併関係市町村が他の地方公共団体に委託等をしているときは、新市町村として当該事務を他の地方公共団体に委託等を行うのか、または、他の方法で当該事務を処理するのかどうかを決定する必要があります。

同様に、合併で消滅する合併関係市町村が他の地方公共団体に事務の委託を受けていたときは、新市町村として再び他の地方公共団体に委託等を受けるのか、または、他の方法で当該事務を処理するのかどうかを決定する必要があります。

先進事例

一部事務組合、広域連合の場合

ア 組合等を構成する市町村が構成外の市町村と合併する場合

新潟市(新潟市が黒埼町を編入)

黒埼町が加入している一部事務組合については、合併の前日をもって脱退する。
ただし、黒埼町が加入している西蒲原福祉事務組合及び三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合については、新潟市が黒埼町の地位を継承する方向で検討する。

潮来市(潮来町が牛堀町を編入)

牛堀町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

イ 構成市町村間で合併する場合

西東京市(田無市と保谷市の新設合併)

一部事務組合については、2市は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

潮来市(潮来町が牛堀町を編入)

潮来・牛堀二町環境衛生組合については、合併の日の前日をもって解散し、潮来市に引き継ぐものとする。

協議会の場合

西東京市(田無市と保谷市の新設合併)

協議会については、2市は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

新潟市(黒埼町を新潟市に編入)

黒埼町が加入している法定協議会等については、合併の前日をもって脱退する。

機関等の共同設置及び事務委託の場合

熊本市

編入される町が公平委員会の事務を熊本県に委託していたが、合併により町が消滅し、委託事務は終了した(公平委員会の事務は熊本市が従来から処理している)。

条例・規則等の取扱いについて(協定項目C - 2)

議論のポイント

「新設合併」では、合併関係市町村の法人格が消滅するので、施行されていた条例・規則は全て効力を失う。従って合併の日から新市の条例、規則等を新たに制定する必要があり、合併協議会での協議調整内容に基づいて整備することとなる。

条例・規則等の取扱いについて、次のとおりする。

--

平成16年 9月13日提出
風連町・名寄市合併協議会
基本項目等検討小委員会

風連町・名寄市合併協議会合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	C - 2 条例・規則等の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 3 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの 	

条例・規則等の整備方針

新市発足時には、風連町、名寄市の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し施行させる。

なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。
 施行の方法による区分

(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの

新設合併であるため、新市の発足とともに従来の条例・規則等は、すべて効力を失うこととなる。そのため新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。

制定手続による分類

条例...制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第179条第1項）

規則、訓令、その他...制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第15条第1項）

(2) 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

新市の条例・規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則を新市の条例・規則として引き続き施行させる。
 （地方自治法施行令第3条）

(3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

ア 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等）

イ 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	C - 2 条例・規則等の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風連町	名寄市	
例規集登載 条例 148本 規則 145本 その他（規程、規約等） 58本	例規集登載 条例 188本 規則 237本 その他（規程、規約等） 34本	
<p>新市において必要な条例</p> <p>専決処分する条例 新市の制度として専決処分する条例 報告：最初の議会 法定により必ず設置するもの若しくは制定の必要なもの又はこれに準ずるもので、市政執行上空白期間の許されないもの 新市の組織及びその運営又は職員等の勤務条件(給与、勤務時間等)に関するもの 市民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課するため、空白期間の許されないもの 公の施設等の設置 両市町が同様の制度を持つ事務事業に関するもので統合する必要があるもの 合併協議会において協議済みのもの</p> <p>暫定施行する条例 新市発足後も引き続き旧市・町の条例を施行する条例 合併直前の議会 条例名は酷似しているが、両市町の制度に差異があり、新市設置日において統合が困難なため、統合案を決定し議会に提案する予定のもの いずれか一方の市・町のみ条例であり、新市において統廃合等の政策的判断を要するもの 新たに適用されるものはないが、既に適用されていたものを整理する間施行するもの</p> <p>失効する条例 逐次制定する条例(市長の政策判断に係る条例)又は議会が定める条例 新市設置日に一度失効することとなる条例で、新市の政策に基づきその事務事業の方針を定め、必要に応じて議会に提案等を行うもの</p>		

条例・規則の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（規則）

第 15 条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

（第 2 項 省略）

（長の専決処分）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第 3 条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第 1 条の 2 の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

先進事例

新設合併での条例、規則等の調整方針の例

あきる野市

- (1) 2市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、基本的に現行の例によるものとし、双方に相違又は類似している条例、規則等については、いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一を図り、事務事業に支障のないような適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。

篠山市

- (1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。
- (2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

西東京市

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの
- 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- 合併後、逐次制定し、施行させるもの

さいたま市

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

事務組織及び機構の取扱いについて(協定項目C - 3)

協議のポイント

- ・新市の組織・機構は、両方の庁舎を有効活用することを基本に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織・機構の整備方針」を策定し、順次段階を追って整備するものとする。このため新市発足後の機構の整備基本方針を協議するものとする。

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり協議する。

--

平成16年 9月13日提出
風連町・名寄市合併協議会

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

参考資料

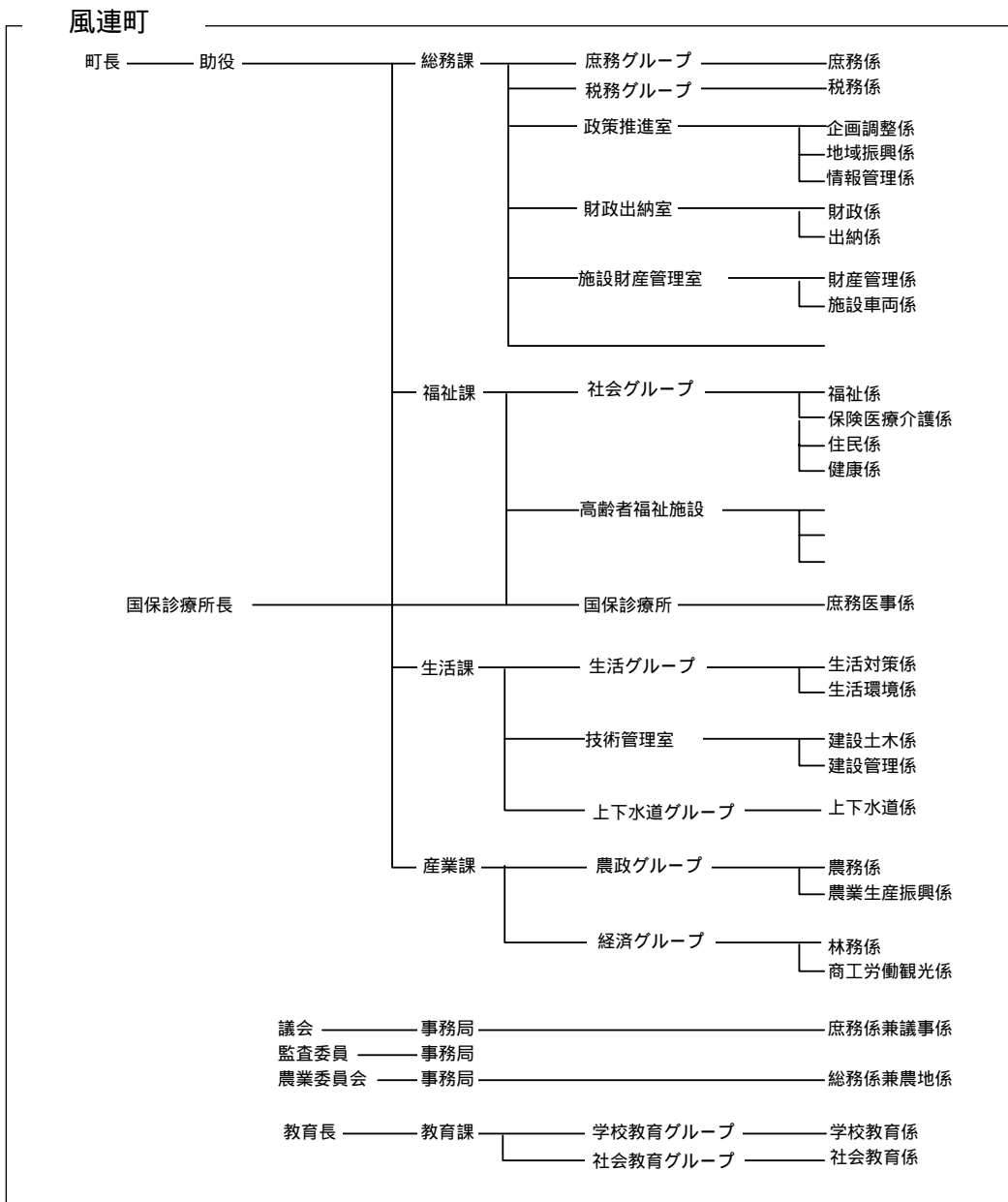
協議事項	C - 3 事務組織及び機構の取扱い	関係項目
調整の内容	1 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。 2 新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備する。	

【新市における事務組織・機構の整備方針】

- 1 両方の庁舎を有効活用し、市役所機能を分担した組織・機構
- 2 地方分権における行政課題に的確に対応できる組織・機構
- 3 住民の声を反映できる組織・機構
- 4 住民が利用しやすい組織・機構
- 5 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
- 6 簡素で効率的な組織・機構

行政組織・機構

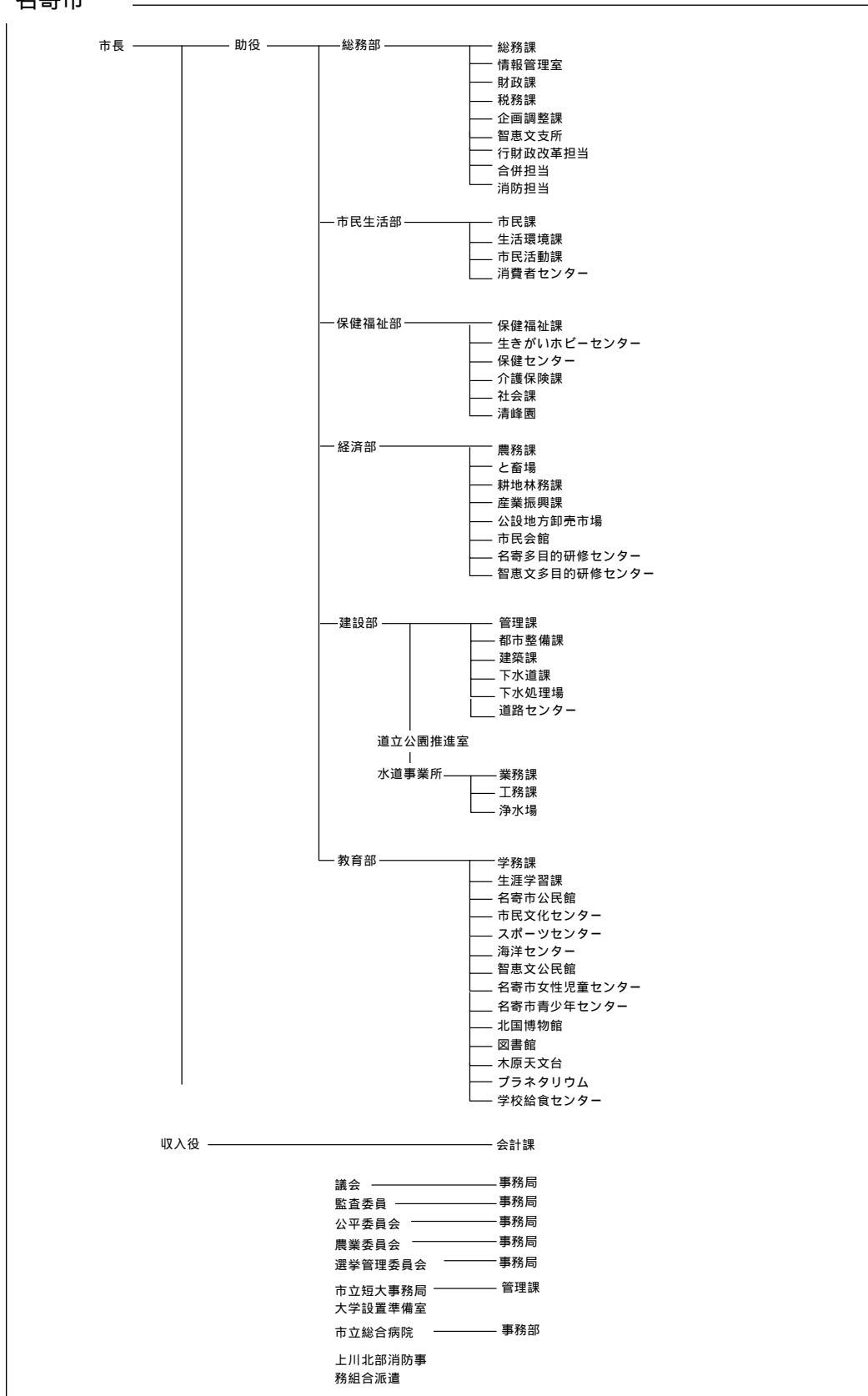
2市町の行政機構の概要は以下のとおりです。



注) 平成 16 年 4 月 5 日現在

(資料: 風連町)

名寄市



注) 平成 16 年 4 月 1 日現在

(資料 : 名寄市)

職員の状況

職員の状況は、平成 16 年 4 月 1 日現在、風連町 169 人、名寄市 782 人、合計 951 人となっています。

部門別職員数

(単位：人)

市町名		風連町	名寄市	合計
項目				
般行政	議 会	2	5	7
	総 務	32	53	85
	税 務	5	17	22
	労 働	1	1	2
	農林水産	17	22	39
	商 工	2	5	7
	土 木	9	29	38
	民 生	9	58	67
	衛 生	10	21	31
一般行政計		87	211	298
特別行政	教 育	13	92	105
	消 防	13	48	61
特別行政計		26	140	166
公営企業等	病 院	7	395	402
	水 道	4	14	18
	下 水 道	2	10	12
	そ の 他	43	12	55
公営企業等計		56	431	487
総 計		169	782	951
職員 1 人当たりの人口		31.82	34.12	33.71

注) 平成 16 年 4 月 1 日現在

(資料：各市町)

整備方針について

新市の事務処理組織及び機構の設置は、新市の市長職務執行者が行うこととなるが、その準備については、合併関係市町村間で協議を行った上で合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新市の将来の効率的な事務運営につながるべく、内容を固めておくことが適当である。

新設合併の場合は、条例や規則等に基づいて組織や機構を新たに設置する必要がある。また、必要に応じて機構改革を行い円滑に事務引継ぎができるよう、措置が必要である。

なお、全国の実例では、合併協議で新市の事務組織及び機構についての整備方針を定めておき、具体的には専門部会等で新市の業務内容を明確にした上で、具体的な組織及び機構について検討していることが多い。

本庁組織について

地方自治法第158条第1項の規定に基づき、新市の部課について条例で定めることになる。その際は、住民の福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化に配慮し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に均衡を失しないようにする必要がある。

出先機関について

合併にあたって、これまでの市の本庁としての事務所や出先機関としての支所等の扱いについて、その位置、名称、機構、業務内容、所管区域等に関して、合併関係市町村で協議しておくことが適当である。

支所もしくは出張所の位置、名称及び所管区域は、地方自治法155条の規定に基づき、「条例でこれを定めなければならない」と定められている。新設合併、編入合併いずれの場合でも、従来の市役所（町村役場）を支所または出張所とする例が多く、どの程度の事務をその支所等で取り扱うのか、組織、人員、所管区域をどのようにするのか、市町村の事務の効率化と住民の利便性の均衡をどのように図っていくのか等を十分に検討することが必要である。

附属機関について

合併にあたって、本庁組織の扱いに付随して、附属機関の取扱いも合併関係市町村で協議しておくことが適当である。

先進事例

あきる野市

- (1) 現在の秋川市庁舎及び五日市町庁舎を有効活用した組織及び機構とする。
 - (2) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮するものとする。
 - (3) 出先機関は、おおむね現行のまま存続する。
 - (4) 新市の組織・機構の整備については「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。
 - (5) 教育委員会等各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。
- また付属機関については、原則として統合するものとし、独自に置かれている付属機関については、実態等を考慮し整備するものとする。
- なお、各委員の身分の取扱等については、2市町の長が別に協議して定めるものとする。

篠山市

- (1) 新町の組織及び機構については、「新町行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。
- (2) 新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

さいたま市

- 新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併6か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。
- (1) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
 - (2) 簡素で効率的な組織・機構
 - (3) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
 - (4) 指揮命令系統が明確な組織・機構
 - (5) 地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構
 - (6) 新たな行政課題を見据えた組織・機構

さぬき市

- (1) 現在の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。
- (2) 新市の組織・機構については、「新市における行政組織・機構の整備方針」(別紙)に基づき整備する。
- (3) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

町名・字名の取扱いについて(協定項目 C-4)

協議のポイント

町・字等の区域の名称は、地域の歴史や文化に密着し、その地域にかかわる人々にとって大変愛着の深いものである。

先例においては、一般的に合併しても従前どおりとする場合が多いが、その名称の取扱い及び「字」の使用について従前と同じ取扱いとするか協議する。

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

--

平成16年 9月13日提出
風連町・名寄市合併協議会

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	C - 4 町名・字名の取扱い	関係項目	
分科会・専門部会調整の内容	2市町の区域内の町・字の区域及び名称は、基本的に従前のとおりとする。 ただし、これにより難い場合については、必要に応じ、新市において変更を行うこととする。		
現況		調整の具体的内容	
風連町		名寄市	
字数 9 字池の上 字東生 字日進 字旭 字東風連 字豊里 字中央 字瑞生 字西風連	字数 15 字豊栄 字大橋 字徳田 字旭東 字緑丘 字日彰 字朝日 字共和 字曙 字弥生 字瑞穂 字日進 字砺波 字内淵 字智恵文	(住居表示の変更ではなく、字区域の変更で字を削除する。ただし、これにより難い場合については、必要に応じ、変更を行うこととする。) (住居表示の変更では、底地(登記)と住所が異なることとなり、住民の理解が必要となり、また、エリアの設定にも時間が必要であるため、字区域の変更で行う。)	

町名の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

先進事例

篠山市

4町の区域内的の町・字の区域及び名称は、従前のとおりとする。

西東京市

町名の取扱いについては、2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。

さいたま市

町・字名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町・字名については地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

新潟市

黒埼町での意向を尊重し、また新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにすることとした。

潮来市

両町の字の区域及び名称は現行どおりとすることとした。

静岡市

町・字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町・字名については、当該地域の住民の意向を尊重し、検討するものとする。

町名・字名に関する実際の変更手続

過去の合併事例や現在他県で設置されている先進法定合併協議会では、そのほとんどが町名・字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている。

ただし、合併関係市町村間で、同一又は類似の町名・字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、この部分についてのみ変更をする取扱いをしている。

町・字の区域及び名称の変更手続は、地方自治法第260条で「**町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするとき**」は、市町村長が当該市町村議会の議決を経て、これを定め、知事に届け出なければならないこととされている。

この手続は、「**市町村長の提案**」「**市町村議会の議決**」「**知事への届出**」「**知事の告示**」「**効力発生**」となるが、この処分は新市において行うべきものであることから、この手続きのとおりに行くと、合併と同時に施行させることができず、新市の発足時には、新市の名称だけが変更され、その後に町名以下が変更されることになり、二度手間では住民に多大な影響を及ぼすことになってしまう。

こうしたことから、実際の手続は、合併の日に市町村長職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届出を行い、効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分連携を取った上で、合併の日付で行ってもらい、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。

(ただし、町・字の名称変更の手続は、合併前に当該区域の属する関係市町村の議会で議決を経て、知事に届けることも可能。)

町名・字名の変更手続きの流れ (例)

年月日	事務手続き	関係法令
H14.8	3町の議会において廃置分合の議決	
H14.10	県議会において廃置分合の議決	
	知事による廃置分合の決定	
H14.11	総務大臣告示	
H15.1	新市長職務執行者による「町・字の名称の変更」の専決処分	
(合併日)	知事への届出	自治法260条
	知事の告示(効力発生)	自治法260条
新市初議会	専決処分の承認	

(注) 住居表示に関する法律第5条の2(町又は字の区域の新設等の手続きの特例)

[参考事項]

「町若しくは字の区域を新たに画し」には、新しい町名又は字名を付ける場合も含まれる。(30.12.6 行政実例)

「字」には、いわゆる字のみならず、「大字」、「小字」も含まれる。(23.8.9 行政実例)

市町村の配置分合に際し、旧町村の字の区域と名称をそのまま新市町村の字の区域と名称とする場合には、自治法第260条の手続は不要である。(30.3.30 行政実例)

【手続不要の例】

郡	町		市
郡	町大字	字××	市大字 字××

【手続を要する例】(新たな町名を画すると解釈される。)

郡	町		市	町
郡	町大字	字××	市	町××
			市	町字××
			市	字××

「大字」を単に「」と変更するなど、大字や小字を表示しない場合であっても、「大字」が固有名詞と考えられるので、地方自治法第260条の手続が必要である。